



確定拠出年金(企業型)って何…?



公的年金に上乗せする
新しい年金のひとつです

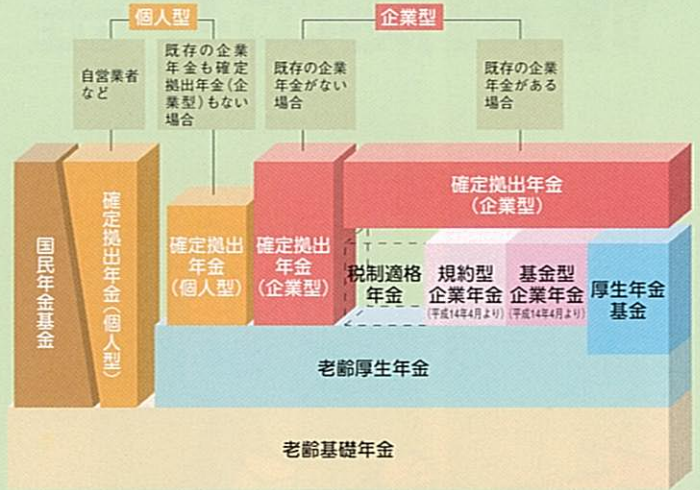
確定拠出年金は、国民年金や厚生年金に上乗せする年金の新しい選択肢で、企業型と個人型とがあります。

企業型には企業が加入でき、その企業に勤務する厚生年金が適用される60歳未満の従業員が加入者となります。

掛金は企業のみが拠出し、既に厚生年金基金や税制適格年金、規約型・基金型の企業年金を実施しているかどうかに応じて拠出限度額が異なります。

企業年金がある場合：年額21万6千円(月額1万8千円)
企業年金がない場合：年額43万2千円(月額3万6千円)

※専業主婦や公務員の方は加入することができません



制度実施前後の流れはこうなります

労使合意に基づいた
確定拠出年金規約を作る

運営管理機関と資産
管理機関を選定する

地方厚生局より
規約の承認を受ける

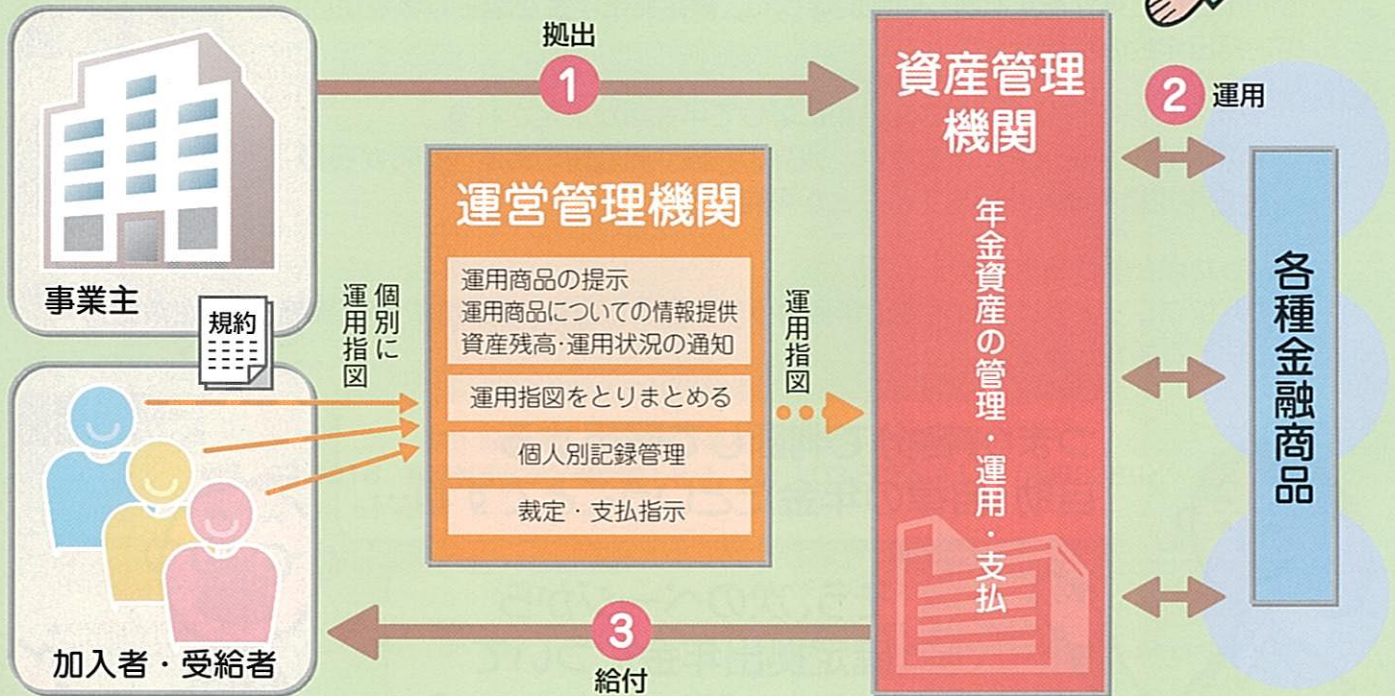
加入者に対して
投資教育を行う

規約に基づいた
掛金を拠出する



運営のしくみは、どうなっているの?

下図のような機関が、
① 拠出 ② 運用 ③ 給付をとり行っています



- ① 拠出** 企業が拠出した掛金は資産管理機関で年金資産として管理されるとともに、運営管理機関で個人別に記録されます。加入者は自分の判断で個別の管理資産の運用指図を行い、運営管理機関が個別の運用指図をとりまとめて、資産管理機関に通知します。
- ② 運用** 実際の運用は資産管理機関が行い、運用成果が運営管理機関に記録されていきます。
- ③ 給付** 加入者は、年金を受ける権利を得たときは、受給権者として運営管理機関に年金を受ける請求を行います。運営管理機関は受給権者の受給資格について確認し、資産管理機関に支払指図を行います。受給権者への実際の給付は、資産管理機関が行います。